

いばらき

国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入のみなさまへ

交通事故などにあつたときはまず連絡を！

交通事故など第三者（自分以外の人）による行為で負傷したり病気になったりした場合、保険証を使って治療を受けることができます。

しかし、その場合の治療費は、本来加害者が負担するべきものですので、国民健康保険または後期高齢者医療保険が一時的に立て替え払いし、後日、加害者に請求することになります。

第三者による行為とは
どのようなことをいう
の？



<第三者による行為に該当するものの例>

- ・交通事故による負傷（バイクや自転車による事故も含まれます）
- ・不当な暴力や傷害行為による負傷
- ・他人が飼っているペットによる負傷
- ・他者が所有する建物等の設備欠陥による負傷
- ・飲食店で出された料理による食中毒

※上記以外でも、負傷・病気の原因に第三者が関係している場合はご連絡ください。



第三者による事故に
あつてしまったら？

- ・国民健康保険または後期高齢者医療保険の担当窓口（保険課）へ速やかに連絡しましょう。
- ・小さな事故でも警察に連絡しましょう。
- ・相手（加害者）の住所・氏名・電話番号など身元を確認しましょう。
- ・医師の診察を受ける際は、第三者行為による負傷などであることを正しく伝えましょう。
- ・相手の主張に安易に同意することはやめましょう。

示談を結ぶ前にご連絡ください！

保険課へ届け出る前に加害者と示談を結んでしまうと、その内容によっては、国民健康保険または後期高齢者医療保険が加害者に対する請求権を失ってしまう場合があります。

示談を結ぶ前に必ず保険課へご連絡ください。

業務中の事故などが原因のときは…

業務中や通勤途中の事故の場合等は、**労災保険の対象となり、保険証を使っての受診はできません。**詳しくは、保険課までお問い合わせください。

※お勤め先の事業所によっては、労災保険の対象とならない場合があります。

【問合せ先】 保険課 ☎ 029-240-7113（直通）

安価で安心

ジェネリック医薬品を利用しましょう！！

家屋照合調査の実施のお知らせ

平成30年度から平成32年度にかけて、固定資産税の課税対象となる家屋の全棟調査を実施します。
この調査の一環として、10月から家屋照合調査を行いますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

○全棟調査とは

この調査は、町内のすべての家屋について固定資産課税台帳の登録事項と比較し、増改築や未登記による課税もれ、または取壊し等がある家屋を調査するもので、固定資産税の課税対象となる家屋を正確に把握し、固定資産税の公平かつ公正な課税を行うことを目的としています。

○調査方法

今回の調査は、家屋の課税資料を基に、原則公道からの目視による照合調査としますが、公道から確認できない場合は、お声がけのうえ敷地へ入らせていただく場合もあります（原則外観調査のみで家屋の中には入りません）。

調査の記録のため家屋や敷地の写真撮影を行います。

○現地調査員

調査は、町が委託した業者の現地調査員が行います。

「茨城町」の腕章と町が発行した現地調査員証を携行しています。

なお、現地調査員が家屋調査以外の調査を行うことはありません。

○調査期間

平成30年10月～平成31年9月

なお、課税されていない家屋が調査の結果確認された場合は、後日あらためて評価のための調査にお伺いしますので、あらかじめご了承ください。

○委託業者

国際航業株式会社 東京都府中市晴見町2-24-1 ☎042-307-7425

【問合せ先】 税務課 ☎029-240-7114（直通）



（現地調査員の服装）

不動産取得税のお知らせ

○不動産取得税とは

不動産取得税とは、土地や家屋を取得（売買、贈与、交換）または家屋を建築（新築、増築、改築）したときに課税される県の税金です。所有権の登記の有無、有償・無償は関係ありません。

不動産を取得した方は、取得した日から60日以内に「不動産取得申告（報告）書」を茨城町税務課または水戸県税事務所にて提出してください。

○納める額

税額 = 不動産の価格（※1）×税率（※2）

※1 不動産の価格とは、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格（固定資産評価額）をいいます。

※2 税率は、土地及び住宅は3%、住宅以外の家屋は4%です。

○軽減措置

以下に主なものを例示しますが、これら以外にも様々な軽減措置があります。詳しくは、水戸県税事務所までお問い合わせください。

- ・宅地等については、固定資産評価額の2分の1の額を控除して税額を計算します。
- ・住宅や住宅利用の土地を取得した場合など、一定の要件を満たしていれば、申請により軽減を受けることができます。

【問合せ先】 茨城県水戸県税事務所 課税第二課 ☎029-221-4820

水戸市柵町1-3-1

HP : <http://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/kikaku/zeimu.html>

～第17回世界湖沼会議サテライト会場～

第4回 涸沼環境フェスティバル

ーラムサールシンポジウム in ひぬまー を開催します！

涸沼に関するシンポジウムのほかにも、涸沼の豊かな自然に触れられる様々なイベントが盛りだくさん。熱気球にも体験搭乗できます！ あなたも熱気球に乗って、涸沼を上空から見てみませんか？

▶日 時 9月30日(日) 午前10時～午後3時30分（雨天決行）

▶場 所 涸沼自然公園（茨城町中石崎2263）

▶内 容

- 町特産品の試食ブース
- 環境関連団体等による出展
- ステージ
 - 学生による事例発表
 - あんば囃子の披露
 - 特別講演 気象予報士 森田正光氏
 - パネルディスカッション など



- 環境体験アクティビティ
 - ・熱気球搭乗体験 **先着300人**
整理券配布：午前9時30分～
受付場所：涸沼自然公園 太陽の広場
 - ・ハゼ釣り体験 **各回先着50人**
受 付：午前10時～
午前の部：午前11時～ 午後の部：午後1時～
受付場所：茨城県環境管理協会ブース
 - ・屋形船クルージング **先着25人**
受 付：午前10時～
開 始：午後1時30分～
受付場所：イベント会場本部
 - ・さし網漁見学 **各回先着30人**
受 付：午前10時～
午前の部：午前11時～ 午後の部：午後2時～
受付場所：ひろうら田舎暮らし体験推進協議会ブース

【問合せ先】 みどり環境課 ☎029-240-7135（直通）

「生産性向上特別措置法」に基づく中小企業者等の設備投資支援について

町では、「生産性向上特別措置法」に基づき、町内に事業所を有する中小企業等が労働生産性を向上させるために策定する「先端設備等導入計画」の認定申請の受付を開始します。

認定を受けることにより、中小企業者等は、一定の設備投資について**固定資産税（償却資産）が3年間ゼロ**となり、**国の各種補助金の優先採択の対象**となるなど、優遇措置を受けることができます。

詳細や申請書類については、町ホームページでご確認ください。ご不明な点は下記までお問い合わせください。

○対象設備

| 設備の種類 | 用途または細目 | 最低価額 1台または1基 の取得価額 | 販売開始時期 |
|------------|------------|--------------------------|--------|
| 機械装置 | 全て | 160万円以上 | 10年以内 |
| 工具 | 測定工具及び検査工具 | 30万円以上 | 5年以内 |
| 器具備品 | 全て | 30万円以上 | 6年以内 |
| 建物附属設備(※1) | 全て | 60万円以上 | 14年以内 |

※1 償却資産として課税されるものに限る

○認定を受けられる「中小企業者」の規模(中小企業等経営強化法第2条第1項)

| 業種分類 | 中小企業等経営強化法第2条第1項の定義 | |
|------------------------|---------------------------------|-----------------|
| | 資本金の額又は 出資の総額 が2億5000万円以下 | 常時使用する 従業員の数 |
| 製造業その他* | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 政令指定業種 ゴム製品製造業** | 3億円以下 | 900人以下 |
| ソフトウエア業又は 情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅館業 | 5千万円以下 | 200人以下 |

*【製造業その他】は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します
**自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

【問合せ先】 商工観光課 ☎029-240-7124（直通）

HP : <http://www.town.ibaraki.lg.jp/soshiki/division3/syoukoukankou/gyomu/1531905436519.html>

インターネット・FAXでの申込ができるようになりました!

総合健診を実施します



- ▶ **日時** 11月16日(金)
12月16日(日)
午前7時30分～11時 (30分ごとの時間指定制)
- ▶ **場所** 茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」内 保健センター
- ▶ **対象** 40歳以上の方 (昭和54年3月31日以前に生まれた方)
- ▶ **検査項目**

- ① 一般的な健診 [国保1,000円、後期高齢者 無料 (但し追加項目を希望する場合、別途料金がかかります)、社会保険の被扶養者をご加入の医療保険者等に受診の可否・料金等をご確認ください。]
- ② 胃がん検診 (800円) 定員 1日 200人
- ③ 肺がん検診 (無料)
- ④ 大腸がん検査 (300円)

※原則①～④はセットでお受けください。
※定員になり次第、締め切らせていただきます。

希望により追加実施できる検査

- ◆ 前立腺がん検診 500円 ◆ 肝炎ウイルス検診 500円
※50歳以上の男性 ※40歳以上で過去に一度も受けていない方
- ◆ 腹部超音波検診 1,000円 (定員1日100人) ※40歳以上で胃がん検診も希望される方が対象
昨年度受診した方は受けられません(2年に1回)。
- ◆ 喀痰検査 500円 (50歳以上で1日の喫煙本数×喫煙年数が600以上の方)

- ▶ **持ち物** 健診受診券、健康保険証、個人負担金
受診券の色は、国保:ピンク、高齢者:黄色、社会保険:緑です。
社会保険の被扶養者は職場から発行された特定健康診査受診券も必要です。
- ▶ **申込期間** 10月1日(月)～26日(金)
- ▶ **申込方法** 電子申請・FAX・電話・窓口のいずれかでお申し込みください。
電子申請は茨城町ホームページまたは右のコードからお申し込みください。



【問合せ・予約先】 健康増進課 (保健センター)
☎ 029-240-7134 (直通) FAX: 029-240-7130
(土・日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)
※混雑が予想されます。あらかじめ受ける健診を決めておいてください。

こちらの用紙に必要事項をご記入し送信してください

総合健診申込用紙 茨城町健康増進課 FAX: 029-240-7130

| | | | |
|--------------|--------|---------|-----------------|
| 氏名 | 生年月日 | 年齢 | 歳(平成31年3月31日現在) |
| 住所 茨城町 | 電話番号 | | |
| 保険の種類 (該当に○) | 国民健康保険 | 後期高齢者医療 | 社会保険の家族 その他 |

※希望する項目に○をしてください

| | | | | | | | |
|---------|-----|-----|------|-------|----|--------|-------|
| 一般の健康診査 | 胃がん | 肺がん | 大腸がん | 前立腺がん | 喀痰 | 肝炎ウイルス | 腹部超音波 |
| | | | | | | | |

小児・児童を対象とした医療福祉費支給制度 **マル福** の対象年齢を拡大します

小児・児童の医療福祉費支給制度(マル福)は、現在0歳から15歳(中学3年生)までを対象としていますが、平成30年10月1日からは対象年齢を18歳(高校3年生)までに拡大します。

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までが対象であり、就学や就職(社会保険に加入している)、婚姻しているかなどは問いません。

申請書の提出はお済みですか?

所得判定(下表「所得制限額の目安」参照)でマル福に該当する方には、「医療福祉費受給者証交付申請書」を既に送付しています。未申請の方はお早めに保険課(5番窓口)に申請書をご提出ください。

また、転入された方など所得が確認できない方には、「医療福祉費受給者証交付申請書」に「小児・児童を対象とした医療福祉費支給制度(マル福)の対象年齢拡大に伴う申請手続のお知らせ」を同封しています。未申請の方はお早めに申請手続きをお願いします。

なお、ひとり親マル福や障害者マル福に該当している方は、10月1日以降も現在お持ちの医療福祉費受給者証を引き続きご使用ください。

●所得制限額の目安

| 合計扶養親族数 | うち、老人扶養親族数 | |
|---------|------------|-------|
| | 1人 | 2人 |
| 0人 | 622万円 | |
| 1人 | 660万円 | 666万円 |
| 2人 | 698万円 | 704万円 |
| 3人 | 736万円 | 742万円 |

左表の金額未満の場合に受給者証が交付されます。

※小児・児童の父母のうち、所得が高い方で所得判定を行います。ただし、同一世帯の父母を除く扶養義務者の方の所得制限額は1,000万円となっておりますので、当該金額未満の場合に該当となります。

※扶養親族1人につき38万円を加算します。さらに、老人扶養親族などには、1人につき6万円を加算します。
※所得から定額控除8万円を差し引いて判定します。

在学・施設入所により、町外に住民登録がある方は、保険課までお問い合わせください。

【問合せ先】 保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113 (直通)

インフルエンザ予防接種を受けましょう

町では10月から小児・高齢者のインフルエンザ予防接種の助成をします。対象の方には予診票を郵送します。予診票を持参せずに直接医療機関を受診された場合、助成の対象となりませんのでご注意ください。

次に該当する方には予診票を発行しますので、健康増進課までご連絡ください。

- ① 予診票を紛失された方
- ② 9月以降に転入された方
- ③ 町外の小中学校に通学されている方

▶ **助成期間** 平成30年10月1日(月)～平成31年1月31日(木)

| 小児インフルエンザ予防接種 (任意接種) | 高齢者インフルエンザ予防接種 (定期接種) |
|---|--|
| ▶ 対象者 町内に住所を有し、助成期間内に1歳以上中学3年生まで | ▶ 対象者 町内に住所を有し、接種日に |
| ▶ 助成額及び回数 1回につき1,000円を助成(2回まで) ※実施医療機関に1,000円を差し引いた額をお支払いください。 | (1) 65歳以上の方 (2) 60歳から65歳未満で特定の障害のある方 身体障害者手帳(内部機能障害) 1級に相当する方 |
| ▶ 受け方 ① 医療機関一覧(予診票に同封してあります)にある医療機関へ予約をします。 ② 接種日に医療機関へ予診票と母子健康手帳をご持参ください。 | ▶ 助成額及び回数 2,000円を助成(1回限り) ※実施医療機関に2,000円を差し引いた額をお支払いください。 |
| ▶ 予診票 未就学児には個別に郵送します。就学児には学校を通して配布します。 | ▶ 受け方 ① 県内の医療機関(茨城県医師会協力医療機関)へ予約をします。 ② 接種日に医療機関へ予診票と被保険者証をご持参ください。 |
| | ▶ 予診票 対象者には郵送します。 |

【問合せ先】 健康増進課 ☎ 029-240-7134 (直通)

平成30年10月1日を期日として 住宅・土地統計調査を実施します

◇この調査は、統計法に基づき、5年ごとに実施する国の重要な統計調査です。

◇住生活に関する様々な施策のための基礎資料を得ることを目的としています。

◇全国から無作為に選ばれた約370万住戸・世帯を対象に実施する大規模な調査です。

◇調査の対象となる世帯には、9月中旬から下旬にかけて、「調査員証」及び「立入検査証」を携行した統計調査員が訪問し、調査票を配布しますので、ご回答をお願いします。

◇住宅・土地統計調査に関する詳しい情報や過去の調査結果は、総務省統計局のホームページをご覧ください。
https://www.stat.go.jp/

【問合せ先】 企画政策課
☎029(215)8003(直通)

あなたも里親になりませんか

県では、親の病気や虐待などで、生まれた家庭で暮らせない子どもに里親による温かな家庭的養護を積極的に推進しています。里親になってくださる方を広く募集しています。

【問合せ先】
茨城県福祉相談センター（中央児童相談所）里親担当
☎029(221)4150
茨城町こども課
☎029(240)7144(直通)

茨城町難病患者見舞金支給制度

町では、難病にり患した方の福祉の増進を図るため、見舞金を支給しています。

【対象者】
次の要件を全て満たす方
・茨城町に住所を有する方
・茨城県から指定難病特定医療費受給者証の交付を受けている方
・生活保護を受けていない方

【支給額】
年額20,000円(年1回支給)

【申請のし方】
○必要なもの
・指定難病特定医療費受給者証
・本人の印鑑(朱肉を使用するもの)
・対象者または保護者の振込先金融機関通帳
・個人番号(マイナンバー)のわかるもの(個人番号カード、通知カード等)
・本人が確認できるもの(個人番号カード、運転免許証等)

○申請期間
10月1日(月)～12月10日(月)
※土・日曜日、祝日は除く

○申請窓口
社会福祉課(3番窓口)
【問合せ先】 社会福祉課
☎029(240)7112(直通)

追加募集 茨城町住宅リフォーム 資金助成事業

平成30年度茨城町住宅リフォーム資金助成事業の追加募集を実施します。

【追加募集期間】
9月18日(火)～10月12日(金)
※閉庁日を除く 午前8時30分～午後5時15分まで

くわいの困りごと相談会

「登記」「年金」「雇用」「税金」など行政機関で行う手続きに関する質問や、「相続」「離婚」「多重債務」などの法律相談を行います。相談は無料・秘密厳守です。事前申し込みは不要ですので、お気軽にご利用ください。

なお、法律相談などは、相談者が多い場合、早期に受付を終了させていただきます。

【日時】 10月3日(水)
午前10時30分～午後3時

【場所】 茨城県立県民文化センター
2階 一般展示室

【相談受付機関】 「総務省行政相談センター」きくみ茨城」など

【問合せ先】
総務省行政相談センター「きくみ茨城」
☎029(253)1100
☎0570(090)110(全国共通)

人権擁護委員による「特設人権相談」

町では、左記のとおり「特設人権相談」を実施します。地元の人権擁護委員が、人権問題等でお困りの方々からの相談を受け付けます。

【日時】 10月18日(木) 午前10時～午後3時(ただし、正午から午後1時まではいりません)

【場所】 茨城町総合福祉センター
「ゆうゆう館」2階 会議室4

【問合せ先】 社会福祉課
☎029(240)7112(直通)

茨城町空き家バンク制度への登録者を募集します

町では町内の空き家を有効活用し、定住の促進及び交流人口の拡大による地域活性化を図るため、空き家バンク制度を実施しています。空き家バンクとは、町内に空き家をお持ちの方が売却・賃貸を希望する物件の情報を茨城町に登録し、空き家の購入・賃借を希望する方へ情報提供する制度です。

空き家の活用でお困りの方は都市整備課へご相談ください。また、制度の詳細は町ホームページに掲載しています。(町ホームページから行政トップ↓組織から探す↓都市建設部↓都市整備課↓茨城町空き家バンク)※空き家の状態・区域によっては、登録できない場合があります。

【問合せ先】
都市整備課 住宅・営繕グループ
☎029(240)7116(直通)

平成30年度障害者の雇用促進のための就職面接会

ハローワーク及び厚生労働省茨城労働局並びに茨城県では、平成30年度前期の障害者就職面接会を開催します。参加を希望される求職者の方は、ハローワーク水戸までお問い合わせください。

道路環境を守りまじょう

【枝の張り出し防止】
道路上に張り出した枝などは、道路の見通しを悪くさせ歩行者や車両通行の妨げとなり、思いがけない事故の原因になることがあります。特に草木の成長時期ですので、樹木・竹林・生垣などの所有地の方は剪定や伐採を行い、安心安全な道路づくりにご協力をお願いします。

【道路の路肩・法面への除草剤の使用について】
道路の路肩・法面に除草剤を使用すると、土が崩れ道路を傷める原因になります。そのため、道幅が狭くなり車の事故にもつながってしまいます。安全な道路の延命と美しい道路環境を守るため、道路の路肩・法面には除草剤を使用しないよう、ご協力をお願いします。

【問合せ先】
茨城県水戸土木事務所道路管理課
☎029(225)4061
茨城町道路建設課
☎029(240)7115(直通)



難病フェスタ2018開催

茨城県難病団体協議会では、県民への難病の啓発事業(茨城県難病相談支援センター地域交流活動事業として)「難病フェスタ」を開催します。今年も、特に相次ぐ災害に備える観点で講演や展示を行っています。ぜひ、ご参加ください。

【日時】 10月6日(土)
午後0時30分～4時

【場所】 東海村総合福祉センター
「絆」多目的ホール他

【料金】 無料

【内容】 講演「難病患者の災害時の心得」(講師・宮城県患者・家族連絡協議会小関 理氏)、患者体験発表、アトラクション、医療等相談(茨城県立医療大学教授 河野 豊先生)など

【問合せ先】 茨城県難病団体連絡協議会
☎・FAX 029(244)4535

国保・医療・介護なんでも電話相談室

医療や介護サービスの利用で困っていることや、負担軽減策などについて、医療・福祉団体のスタッフが無料で相談を受け付けます。

【日時】 10月13日(土)

稲作農家の皆さまへ 平成31年度以降に必要になった生産は穀類の

茨城町農業再生協議会では、平成31年度以降も引き続き「需要に応じた生産」を推進するため、主食用米の生産の目安となる「生産数量の目安」等を各生産者の皆さまへ提示するとともに、主食用米から、飼料用米(多収品種)への転換により、米価の下落防止、稲作経営の安定化を図っていきます。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

【問合せ先】 農業政策課
☎029(240)7118(直通)

介護支援専門員更新研修(実務未経験者用)及び再研修のご案内

介護支援専門員証の有効期間を更新するためには、所定の研修を受講する必要があります。

【日程】
11月20日(火)～12月19日(水)のうち11日間

【場所】 水戸会場
(確定次第HPに掲載)

【対象】 ①介護支援専門員証の有効期間中に実務経験がなく、概ね平成31年3月迄に有効期間が満了する方 ②有効期間が満了した方で、新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする方

【定員】 80人(残り若干名)

【受講料】 43,640円
(テキスト代金)

【申込締切】 10月31日(水)まで
(但し、先着順にて定員になり次第終了)

【問合せ先】
(公財)介護労働安定センター茨城支部
☎029(227)1215

ハートフル&パワフル合同就職 マッチングフェア

今後、人材需要が高まる福祉職及び建設、運輸、警備職で能力を発揮してみませんか。参加を希望される方(学生も含む)は、お問い合わせください。

【日時】 10月16日(火)
受付：午後1時15分～

【説明会&面接会】 午後2時～4時

【場所】 ホテルレイクビュー水戸
(水戸市宮町1-6-1)

【問合せ先】
ハローワーク水戸 人材確保対策センター
☎029(231)6223

JICAボランティア募集

独立行政法人国際協力機構(JICA)は、開発途上国で現地の人々と同じ生活をしながら、共に働き、国づくりに貢献するボランティアを募集しています。

【募集期間】
10月1日(月)～11月1日(木)

【応募内容】 青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア、シニア海外ボランティア、日系社会シニアボランティア

【問合せ先】
JICA筑波 研修業務・市民参加協力課
☎029(838)1117
HP: http://www.jica.go.jp/volunteer/

成年後見相談会

司法書士、社会福祉士、税理士による成年後見等に関する無料相談会を実施します。

▼日時 10月27日(土)午前10時～午後3時

▼場所 茨城司法書士会館

▼内容 面談による相談(40分)

▼申込方法 前日までに、左記にご連絡ください。

▼問合せ先 (公社)成年後見センター
・リーガルサポート茨城支部
029(302)3166

茨城県行政書士会 無料相談

遺言、相続、各種許認可等の行政手続き相談など、暮らしと諸手続きに関する相談に、茨城県内の行政書士がお答えします。

○電話による無料相談

▼日時 毎週木曜日(祝日を除く)

午後1時～5時

▼受付電話番号

029(305)3731

○面談による無料相談

▼日時 10月15日(月)午後1時～4時

▼場所 茨城町総合福祉センター1F
うゆう館1階 会議室

▼問合せ先 茨城県行政書士会事務局

029(305)3731

創業支援セミナー 受講者募集

創業や新たな事業分野への展開などを目指す方を対象に、数々の経営をサポートする中小企業診断士や税理士、社会保険労務士をはじめとした専門家が創業支援セミナーを開催します。

▼場所 茨城町商工会館
▼対象 創業を予定している方、創業して間もない方、経営について学びたい方など
▼定員 各30人
▼参加費 無料
▼申込方法 電話、FAX、メールにてお申し込みください。

※参加申込書は、ホームページよりダウンロードできます。
▼申込期限 10月10日(水)まで

創業・第二創業セミナー カリキュラム (全4回)

※受付は各講座とも30分前より

| 開催日時 | テーマ | 講座内容 | 講師 |
|------------------------------------|------|--|---|
| 【第1回】 10/14(日) (14:00~16:00) | 経営 | ①創業に当たっての心構え ②私たちを取巻く近年の経済動向 | (株)経営科学研究所・代表取締役 中小企業診断士 初鹿野 浩明 氏 |
| 【第2回】 10/21(日) (14:00~16:00) | 財務 | ①開業に必要な諸手続き・税金 ②会計の基礎知識 | 税理士 森野 哲也 氏 |
| 【第3回】 11/7(水) (19:00~21:00) | 人材育成 | ①雇用する際の諸手続き ②人材採用のポイント・勤怠管理 ③雇用に関する各種助成金 | なごみ社労士事務所 社会保険労務士 石井 光一 氏 |
| | 経営 | ①マーケティングの基礎知識 ②創業計画書の作り方 | 中小企業診断士 初鹿野 浩明 氏 |
| 【第4回】 11/16(金) (19:00~21:00) | 販路開拓 | ①売上を伸ばす販売戦略 ②事業計画作成 | 中小企業診断士 初鹿野 浩明 氏 |

【問合せ先】

茨城町商工会

029(292)5979

FAX 029(292)6169

Email: info1@barakimachi.or.jp
HP: http://www.ibarakimachi.or.jp

7・8月の入札状況

単位：円

| 件名 | 場所 | 落札価格(税抜) | 社名 |
|---------------------------------------|--------------------|------------|----------------------|
| 平成30年度茨城町水道検針業務委託 | 茨城町地内 | 65円/件 | 日本ビルシステム(株) |
| 茨城町水道事業経営戦略策定業務委託 | 長岡地内 | 3,100,000 | 常陸測工(株) |
| 30再編関連道改委託第1号 路線測量業務委託 | 小堤・小幡・奥谷地内 町道117号線 | 1,740,000 | 北美測量(株) |
| 30再編関連道改委託第2号 用地測量業務委託 | 長岡(植農)地内 町道1029号線 | 6,300,000 | (株)広和設計 枘原営業所 |
| 30防交補修第1号 道路舗装補修工事 | 大戸(大山原)地内 町道212号線 | 11,700,000 | 六美建設(株) |
| 30公道債補修第1号 道路舗装補修工事 | 小堤地内 町道4019号線 | 14,700,000 | (株)進栄建設 |
| 平成30年度茨城町立長岡幼稚園遊戯室改修工事 | 長岡地内 | 3,480,000 | (有)浦井工務店 |
| 茨城町運動公園植栽管理業務委託 | 越安地内 | 4,560,000 | (株)宮嶋造園土木 |
| 旧石崎小学校・旧上野台小学校 不動産鑑定評価業務委託 | 中石崎地内外1箇所 | 1,400,000 | 佐藤不動産鑑定(株) |
| 町営住宅長岡団地外部改修工事設計業務委託 | 長岡地内 | 1,550,000 | (有)汎連合設計 |
| 茨城町庁舎LED改修工事 | 小堤地内 | 21,000,000 | (株)二重作電設 |
| 30町単雨水委託第2号 排水ポンプ場電気設備点検整備業務委託 | 長岡・小堤地内 | 4,350,000 | (株)安川電機 東京支社 |
| 30町単雨水委託第3号 排水ポンプ場機械設備点検整備業務委託 | 長岡・小堤地内 | 2,190,000 | 産機システム(株) |
| 30社交狭道委託第1号 測量業務委託 | 神谷地内 町道4140号線 | 1,410,000 | (株)シーアイ設計 |
| 30社交狭道委託第2号 測量業務委託 | 長岡(植農)地内 町道1091号線 | 1,780,000 | (株)コスモ計測 茨城町営業所 |
| 30道改委託第1号 測量業務委託 | 奥谷地内 町道3210号線 | 1,750,000 | (有)スズキ測設 |
| 30補修委託第1号 測量業務委託 | 前田地内 町道210号線外 | 3,390,000 | (株)シーアイ設計 |
| 30公道債補修第2号 道路舗装補修工事 | 奥谷地内 町道3310号線 | 8,350,000 | 大恵建設(株) |
| 30道管委託第2号 除草業務委託 | 小幡地内外 町道121号線外 | 3,010,000 | (株)おぎ建興 |
| 30道管委託第3号 除草業務委託 | 駒渡地内外 町道110号線外 | 3,350,000 | (株)和幸工業 |
| 30道管委託第4号 除草業務委託 | 蕎麦原地内外 町道2608号線外 | 3,050,000 | (有)斎藤工業 |
| 潤沼ビュースポット整備工事 | 下石崎地内 | 3,290,000 | (有)山田建設工業 |
| 30生活環境づくり支援事業第1号 生活環境等実態調査業務委託 | 茨城町地内 | 870,000 | (株)ミカミ |
| 30道管委託第5号 除草業務委託 | 桜の郷地内外 調整池(東側・西側)外 | 2,650,000 | 長谷川電設工業(有) |
| 平成30年度 茨城町準用河川台帳整備業務委託 | 町内全域 準用河川小幡川・逆川・渋川 | 5,680,000 | 国際航業(株) 水戸営業所 |
| 茨城町立長岡小学校施設整備設計業務委託 | 長岡地内 | 2,860,000 | (株)コウノ 茨城町営業所 |
| 30北部・南部浄水場機械設備点検委託 | 長岡地内外1箇所 | 1,700,000 | (株)神鋼環境ソリューション 東京支社 |
| 30(第1括)配水管布設工事 第1工区 | 駒渡(千勝)地内 | 23,000,000 | 大恵建設(株) |
| 30(第1括)配水管布設工事 第2工区 | 野苺地内 | 16,500,000 | (株)和幸工業 |
| 30配水管布設工事 第3号 | 宮ヶ崎地内 | 10,550,000 | (有)根崎工務店 |
| 30町単汚水委託第1号 茨城町浄化センター電気設備点検整備業務委託 | 長岡地内 | 2,700,000 | (株)安川電機 東京支社 |
| 30町単農集整備第3号 施設維持管理補修工事 | 下石崎地内 | 2,700,000 | 富士メンテナンス(株) |
| 30国交公下第1号・30町単公下第1号 第1処理分区 枝線整備工事 | 谷田部地内 | 32,200,000 | 大昭工業(株) |
| 30国交公下第2号・30町単公下第2号 第1処理分区 枝線整備工事 | 谷田部地内 | 34,600,000 | (株)柳田組 |
| 30町単茨中修繕第1号 茨城中央工業団地専用水処理センター機械設備更新工事 | 中央工業団地地内 | 1,270,000 | 産機システム(株) |
| 30水道管橋梁添架点検業務委託 第1号 | 奥谷地内外1箇所 | 2,240,000 | (株)水工エンジニアリング 水戸南営業所 |
| 30茨城町立学校施設建築物定期調査報告等業務委託 | 長岡外8箇所地内 | 4,350,000 | (株)桜設計事務所 |
| 30公道債補修第3号 道路舗装補修工事 | 南島田地内 町道116号線 | 7,000,000 | 林建設工業(株) |
| コミュニティー消防センター(前田消防団詰所)測量業務委託 | 長岡地内 | 530,000 | (株)智プランニング |
| コミュニティー消防センター(前田消防団詰所)建築設計委託業務 | 長岡地内 | 1,150,000 | (株)パール総合設計 |
| 30再編関連防犯灯第1号 防犯灯LED化整備工事 | 長岡・石崎地内 | 19,900,000 | (株)センザキ電設 |
| 30再編関連防犯灯第2号 防犯灯LED化整備工事 | 川根・上野合・沼前地内 | 21,470,000 | 江沼電機工業(株) |

編集・発行/茨城町 町長公室 秘書広聴課

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町小堤1080 ☎ 029-292-1111 FAX 029-292-6748